

確認申請～大河原土木かわら版

- ◎ 確認申請審査における指摘の内容
- ◎ 県産材で家づくり緊急支援事業
- ◎ 住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会
- ◎ コラム「建築閑談」

確認申請審査における指摘の内容

確認申請審査における指摘事項について、申請割合の高い4号建築物を対象に今年度初期の申請から整理してみました。

指摘の多い図書は、申請書では第三面、図面では配置図でした。指摘事例の多いものや重要なものを整理しましたので、今後の申請の参考にして頂ければと考えます。

I 確認申請の必要図書及び関連申請図書について

図書が全く落ちている場合が少なくありません。

標準的な添付図書は以下のとおりですので、参考にしてください。

付近見取図	建築工事届
配置図	建築計画概要書
各階平面図	委任状
床面積求積図	浄化槽設置届
2面以上の立面図	現地調査書
2面以上の断面図	地盤面算定表(地盤面の高低差が大きい場合)
基礎伏図(中間検査対象の場合)	地盤の状況判断等に関する報告書
各階床伏図(中間検査対象の場合)	既存のブロック塀・石塀の安全点検報告書
小屋伏図(中間検査対象の場合)	その他建築基準関係規定の適合状況を説明する図書
構造詳細図(中間検査対象の場合)	
敷地面積求積図(都市計画区域の場合)	

II 指摘事項について

1 各書類の記載ミス

各書類に共通することは、

- ① 必要事項の記入モレ、設計者印鑑の押印モレ
- ② 計算ミス
- ③ 記入内容が他の申請書の情報と不一致(地名地番、高さ、等)

特に指摘の多いもの等は以下のとおりです。

(1) 申請書第二面

- ① 「6. 口の建設業許可番号」が未記入

(2) 申請書第三面

- ① 他の申請書の情報と不一致（地名地番、高さ、等）

- ② 記入モレ（特に、既存建築物の関すること、特定行程）

- ③ 「3. 都市計画区域及び・・・」で市街化区域を選択

⇒大河原土木事務所管内には、区域区分や準都市計画区域はありません。

したがって、選択は、「都市計画区域内」の「区域区分非設定」又は「都市計画区域及び準都市計画区域以外」のいずれかになります。

- ④ 「5. その他の区域、地域、・・・」で22条区域の記入ミス

⇒各市町又は土木事務所で、区域指定の有無を確認下さい。

- ⑤ 「6. 道路」の接道長さ及び有効幅員は、2項道路の場合、後退位置の長さとなります。

す。

(3) 申請書第四面

- ① 「9. 確認の特例」の誤記

- ② 申請書の他の箇所の情報と不一致（高さ、等）

- ③ 「12.外壁」、「13.軒裏」の仕上げ材の認定番号の未記入

(4) 建築工事届

- ① 「工事監理者」のない旧様式を使用しています。

- ② 第二面の「工事種別」の間違い ⇒敷地単位の新築・増築等を記入して下さい。

- ③ 第二面の「6. 一の建築物の内容」が、建築物ごとに記載されていません。

2 各図面の記載ミス

各図面に共通することは、

- ① 設計者の記名・押印モレ

- ② 記入内容が他の図面・書類と不一致

特に指摘の多いもの等は以下のとおりです。

(1) 付近見取図

- ① 方位の記入モレ

- ② 建築位置が不明確

(2) 配置図

- ① 方位の記入モレ

- ② 敷地の範囲が不明確 ⇒現場においても、完了検査時に確認できるように杭・ピンを設置のこと

- ③ 既存建築物情報の記入モレ（建築確認月日・番号・用途）

- ④ 道路情報の記入モレ（道路種別・幅員、2項道路の後退）

- ⑤ 敷地内外の高さの記入モレ

- ⑥ 擁壁・崖の安全性の記入モレ

- ⑦ ブロック塀の記入モレ

- ⑧ 敷地境界の名称の記入モレ

- ⑨ 外壁離れの記入モレ
- ⑩ 延焼範囲の記入モレ

(3) その他図面の指摘事項

- ① 床面積の間違い（バルコニー下の三方が囲まれた部分や屋内的利用をする場合の下屋部分などを不算入）
- ② 2項道路で後退した場合は、接道長さは後退位置で測り後退部分は敷地に含めません。
- ③ シックハウス対策（使用建材が不明、計算表と機器が不一致）
- ④ 火災報知器を階段に未設置

※ 以下は中間検査対象の場合

- ⑤ 凍結深度の間違い⇒土木事務所のホームページで確認ください。
- ⑥ 地耐力、杭の支持力・長さの根拠が不明確
- ⑦ 耐力壁、床合板の釘種・釘間隔の未記入
- ⑧ 金物の不足
- ⑨ 大空間の梁成不足
- ⑩ 火打ち梁、方杖、添木の不足

県産材で家づくり緊急支援事業

宮城県は、県産木材の消費拡大と県内の経済活動活性化を図るため、県内で生産された木材を使用した住宅を新築する方に対し、木材費用の一部を助成いたします。

皆さんが活用されるようご案内いたします。

1 助成額

- ・延べ床面積 80㎡以上 120㎡未満の場合 60万円
- ・延べ床面積 120㎡以上 135㎡未満の場合 70万円
- ・延べ床面積 135㎡以上 の場合 80万円

2 助成対象となる住宅の要件

- ・新築の在来軸組工法による一戸建て木造住宅
- ・県産材を梁や柱などの主要構造部材に60%以上（延べ床面積100㎡未満の場合は70%以上）使用し、うち「優良みやぎ材」を20%以上使用する住宅
- ・県内に本社を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工する住宅

3 対象戸数

100戸程度

4 募集期間

平成21年8月3日（月）～平成21年11月25日（水）（毎月25戸）

5 応募の要件

県内に自ら居住するために木造住宅を新築する者

※ 詳しくは、宮城県農林水産部林業振興課のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/ringyo-sk/>

（宮城県庁 → 農林水産部 → 林業振興課から入ってください）

住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会

国土交通省及び宮城県が後援する「住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会」が、下記の通り開催されます。参加費、テキスト代とも無料ですので、是非ご活用下さるよう案内致します。

なお、各講習会とも、参加者の決定は先着順で、会場はすべて仙台国際センターとなっております。

講習会名（主催者名）	日時	定員
住宅・建築物の省エネ法等に関する講習会 （一般社団法人 日本サステイナブル・ビルディング・コンソーシアム）	9 / 2（水） 13:30～17:00	80
	9 / 10（木） 13:30～17:00	80
木造住宅（軸組構法）の構造計画に関する講習会 （一般社団法人 木を活かす建築推進協議会）	9 / 8（火） 13:00～17:00	100
木造住宅の耐震補強のポイントと実務講習会 （一般社団法人 木を活かす建築推進協議会）	11 / 18（水） 13:30～16:40	150

※ 問い合わせ先 日建学院 講習事業部 TEL 03-3988-1175
 詳しい情報 <http://www.koushuukai.jp/>

コラム 「 建築閑談 」

早いもので、北京オリンピックから一年が過ぎました。当時、競技そのものと一緒に、オリンピック競技施設の国家体育场「鳥の巣」と室内水泳競技場「水立方」も、そのユニークなデザインで話題になりました。

これらオリンピック競技施設の鉄骨量について、興味あることを目にしたので、ご紹介したいと思います。

構造の専門家川口衛氏（(株)川口衛構造設計事務所主宰）の「構造家の語るオリンピック建築」と題する講演が、昨年7月に(社)東京建築士会主催で開催されました。

その講演記録によりますと、「鳥の巣」、「水立方」及び「国家体育館」の3つの建物の、屋根のカバー面積あたりの鉄骨使用量を比較すると、「鳥の巣」は720kg/m²、「水立方」は240kg/m²、そして先の2つの建設経験を生かして建設した「国家体育館」は90kg/m²と、大きな開きがあります。川口氏は、その理由は不合理な構造方式（「鳥の巣」はラーメン、「水立方」はフィーレンデル・トラス）を選択したため、現在はコンピューターとお金さえあればどのような構造の建物でも力づくで実現できる、資源の節度ある利用と環境に対する深い配慮が要求されると言っております。

興味ある数値と、建築・環境に対する心構えを勉強した次第です。

大河原土木事務所建築班ホームページをご覧ください。

このページをカラーで見ることができ、また、今まで発行したかわら版はじめ各種情報が掲載されています。

（宮城県庁→ 土木部→ 大河原土木事務所から入ってください）